

「漁船特殊規程の一部を改正する省令案」、「船舶救命設備規則及び船舶防火構造規則の一部を改正する省令案」、「船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する告示案」及び「船舶の防火構造の基準を定める告示の一部を改正する告示案」に関するパブリックコメントについて

平成20年1月
国土交通省
海事局安全基準課

改正の背景

海難事故の防止及び海上の人命の安全を確保するために策定された、1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）が発効しており、我が国もこの条約の締約国です。

2006年5月及び12月に、国連の専門機関である国際海事機関（IMO）において、大型クルーズ船の火災事故を契機とした旅客船のキャビンバルコニーの防火対策強化、救命胴衣や救命艇等の救命設備の性能向上等を目的としたSOLAS条約の附属書第Ⅱ-2章（防火）及び第Ⅲ章（救命設備）の改正が採択されました。また、附属書の改正と同時に、個々の設備の技術基準の細目を定めた国際火災安全設備コード（FSSコード）及び国際救命設備コード（LSAコード）の改正も採択されました。

これらの採択された改正内容は、全締約国の1/3以上の締約国の異議通告又は異議通告をした締約国の商船船腹量合計が世界の商船船腹量の50%を超えない限り、2008年7月1日（一部は2010年7月1日）に発効することから、本条約改正の内容を担保するため、漁船特殊規程（昭和9年逡信省・農林省令）、船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）、船舶防火構造規則（昭和55年運輸省令第11号）、船舶の消防設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第516号）及び船舶の防火構造の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第518号）において所要の改正を行うことを検討しています。

また、船舶に備え付ける持運び式消火器の耐圧強度、放射距離などの基準を国際標準化機構（ISO）による規格等国際的に広く用いられているものと整合させるための所要の改正を行うことも併せて検討しています。

改正の概要

1. 漁船特殊規程の一部改正

< SOLAS条約改正に伴う改正 >

イマーシオン・スーツを救命胴衣に代替できる規定を削除します。（第51条の2の2関係）

【平成22年7月1日以降に建造される新造船に対して適用します。現存船については平成22年7月1日以降設置される設備に対して適用します。】

2. 船舶救命設備規則の一部改正

< SOLAS 条約改正に伴う改正 >

(1) 個人用救命設備

旅客船に対して新たに幼児用救命胴衣の備え付け要件を定めるとともに、救命胴衣、イマーション・スーツ等の個人用救命設備に関し、水中での生存性を高めるため、使用可能な温度範囲の規定の導入、他の救命胴衣等と連結するための手段の確保等技術基準の改正を行います。また、イマーション・スーツを救命胴衣に代替できる規定を削除します。(第 28 条第 1 項、第 29 条第 1 項、第 29 条の 2、第 29 条の 3、第 32 条、第 54 条、第 60 条、第 66 条及び第 97 条関係)

【平成 22 年 7 月 1 日以降に建造される新造船に対して適用します。現存船については平成 22 年 7 月 1 日以降設置される設備に対して適用します。】

(2) 集団用救命設備

救命艇の安全性を向上させるため、離脱装置の操作手引書の備え付け義務範囲を拡大する等の改正を行います。(第 8 条、第 27 条の 2、第 27 条の 6 及び第 97 条関係)

【平成 20 年 7 月 1 日以降に建造される新造船に対して適用します。現存船については平成 20 年 7 月 1 日以降設置される設備に対して適用します。】

3. 船舶防火構造規則の一部改正

< SOLAS 条約改正に伴う改正 >

(1) 家具及び備品並びに仕切りの不燃性強化

国際航海に従事する旅客船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする旅客船のキャビンバルコニーに備え付ける家具及び備品並びに仕切りを不燃性のものとしなければならないこととします。(第 20 条第 1 項、第 2 項及び第 11 項関係)

【平成 20 年 7 月 1 日以降に建造される新造船に対して適用します。現存船については平成 20 年 7 月 1 日以降最初の定期検査又は中間検査までに適用します。】

(2) 一次甲板床張り、露出面の可燃性の制限等

国際航海に従事する旅客船及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とする旅客船のキャビンバルコニーの一次甲板床張り、露出面は可燃性の少ないものとしなければならないとともに、消火活動を円滑にするため、仕切りは両側から開くものとしなければならないこととします。(第 20 条第 5 項、第 7 項及び第 8 項並びに第 23 条の 2 (新設) 関係)

【平成 20 年 7 月 1 日以降に建造される新造船に対して適用します。】

4. 船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正

< SOLAS 条約改正に伴う改正 >

(1) 固定式泡消火装置 (第 13 条関係)

①燃料油が広がり得る最大の単一面積を覆う泡の厚さの規定を削除します。

②泡の膨張率に係る規定を削除します。

(2) 固定式加圧水噴霧装置 (第 15 条関係)

固定式加圧水噴霧装置は、機関区域等の火災を効果的に消火するために管海官庁が適当と認める要件に適合しなければならないこととします。

(3) 持運び式泡放射器 (第 29 条関係)

- ①発泡ノズルの性能要件を泡溶液の放出量 (毎分 200 リットル以上) に改めます。
- ②持運び式泡放射器は、船内で通常起こりうる振動、腐食、温度変化等に耐えることができるものでなければならないこととします。

【平成 20 年 7 月 1 日以降の新造船に対して適用します。現存船については、平成 20 年 7 月 1 日以降設置する消防設備に対して適用します。】

< ISO 規格等への整合に伴う改正 >

(1) 持運び式機械式泡消火器 (第 21 条第 2 項関係)

- ①有効継続放射時間を 13 秒以上に改めます。
- ②容器の耐圧強度を使用圧力に耐える強度に改めます。

(2) 持運び式鎮火性ガス消火器 (第 22 条関係)

- ①有効継続放射時間を 13 秒以上に改めます。
- ②有効放射距離の規定を削除します。
- ③容器の耐圧強度を 24.5 メガパスカルに改めます。

(3) 持運び式粉末消火器 (第 23 条第 1 項関係)

- ①有効継続放射時間を 13 秒以上に改めます。
- ②有効放射距離を 3 メートルに改めます。
- ③容器の耐圧強度を使用圧力に耐える強度に改めます。

【平成 20 年 7 月 1 日以降の新造船に対して適用します。現存船については、平成 20 年 7 月 1 日以降設置する消火器に対して適用します。】

5. 船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正

< SOLAS 条約改正に伴う改正 >

旅客船のキャビンバルコニーに備え付ける家具及び備品に適用される不燃性要件の詳細を定めることとします。(第 16 条関係)

【平成 20 年 7 月 1 日以降に建造される新造船に対して適用します。現存船については平成 20 年 7 月 1 日以降最初の定期検査又は中間検査までに適用します。】

6. その他所要の改正等

その他所要の改正及び改正省令等の円滑な施行を実施していく観点から、必要に応じ、関連通達の整備等を行うこととします。

スケジュール(予定)

公布:平成20年3月頃

施行:平成20年7月1日(個人用救命設備に係る改正については、平成22年7月1日)